

次世代半導体通信 vol.5

# おしえて半導体

## 千歳市将来ビジョン

前回の記事では、次世代半導体プロジェクトにおける千歳市の取り組みについて解説しました。今回は、千歳市が新たに策定した「千歳市将来ビジョン」について紹介します。

このビジョンは、Rapidus(ラピダス)の立地を契機に、今後本市に起きうる企業集積や人口の変化を掲載するとともに、将来のまちづくりに向け本市が目指す3つのまちのコンセプトを示しています。

### 1. 「新たな発想が創出されるまち」

多様な人材が集まり、円滑にコミュニケーションが取れる基盤の整備、研究開発やスタートアップが促進される環境づくりなど、千歳発のイノベーションを絶え間なく生み出すためのまちづくりを推進します。

### 2. 「自然と人が共存するまち」

将来においても本市が持続的な発展をしていくため、自然・生態系への配慮や緑化を意識した都市開発、クリーンエネルギーの普及などを推進します。

### 3. 「テクノロジーにより暮らしが向上するまち」

本市においては、今後ますます新しいテクノロジーが生まれると予想されることから、本市で製造される次世代半導体によって生み出されるテクノロジーを積極的に活用し、より便利で豊かな市民生活の実現を目指します。

千歳市将来ビジョンは、市ホームページなどで公開しています。ホームページでは3つのまちのコンセプトをテーマにしたコンセプトムービーも同時に公開していますので、併せてご覧ください。



千歳市 将来ビジョン で検索

企画・監修 / 千歳市企画部次世代半導体拠点推進室総務課

千歳市東雲町2丁目34番地

<https://www.city.chitose.lg.jp/contact/cast>

メンバーがリレー形式で記事を担当します！

# 起業の

# あれこれコラム

千歳市地元女性起業家支援ネットワーク  
じもじよき.net ちとせ

ちゃんと読者の皆さん、こんにちは!じもじよき.netちとせ今月のコラムは、メンバーの梶原己叶(かじはらみき)が担当いたします!

私は元々、業務委託という形でサロン勤めのセラピストをしていたのですが、現在はフリーランスで訪問セラピストをしています。その他に、セルフケアの講師や司会業をしています。

### 私の起業ストーリー

実は私、じもじよきメンバーになってしばらくしてから『私も起業している人なのね!』と実感できたんです。勤めていたサロンには、会社のルールや施設のやり方などの制約がたくさんありました。目の前のお客様へ「サロンのルール以外の事もしてあげたい」という思いが次々に生まれ、子育て終了後サロンを退職し、自分の中で生まれた思いを叶えるために行動しました。

じもじよきセミナーでお会いした講師の方のお話の中で『己叶さんも起業家だね』と褒められたことで、『思いを叶えるための行動がきちんと事業になっている!』と実感しました。ひとり親での子育てや生活で、金銭的な不安や家族への負担など心配事がたくさんありましたが、講師の方や周りの方からの言葉で、自分の事業に自信が持てました。

これまでじもじよきでは様々な講師を招いてたくさんの起業にまつわるセミナーを行ってきました。参加する方に喜んでいただける内容を考えつつ、我々もしっかりと学び、楽しませていただいています。

只今、次年度の計画真っ最中のじもじよき.netちとせですが、これからも起業に興味がある方や、夢を叶えたい方に喜んでもらえるイベントを実施していきますので、どうぞ楽しみに♪

### 新たな挑戦をします!

そして、私自身も運営する中で、インプットやアウトプットを経験させていただき、この度新たな団体立ち上げの為、じもじよきメンバーを卒業することにしました。新たな一歩を踏み出します。

起業に関わらず、『新たにはじめる』ことに、年齢制限はありません。じもじよき.netちとせは、これからもたくさんの方に寄り添っていきますので、踏み出したい何かをお持ちの方はぜひイベントやセミナーにご参加ください!

私が担当しました!



梶原 己叶  
(かじはらみき)

- ・訪問セラピー SUN 主宰
- ・セラピスト
- ・セルフケア講師
- ・ちとせまちおこしユニット「いくらべ〜す」代表

jimjoki.net CHITOSE HP

この事業は「みんなで進める千歳のまちづくり条例」による協働事業として実施しています。



## 恵庭市からの お知らせ

# 低所得世帯(生活)支援給付金のご案内

物価高騰の状況を鑑み、低所得世帯に対する経済的支援のための給付事業を実施します。

対象世帯	令和6年12月13日(基準日)時点で恵庭市に住民登録があり、下記に該当する世帯		
	①住民税非課税世帯	②住民税均等割のみ課税世帯	③住民税所得割が1万円未満世帯
給付額	<p>1世帯あたり4万円 (国低所得世帯支援分3万円) (恵庭市独自支援分1万円)</p> <p>※令和6年度に恵庭市の実施する高齢者世帯等冬の生活支援事業の対象となっている世帯は市独自支援分(1万円)については対象外となります。</p> <p>※基準日時点で同一世帯である18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)のお子さん1人あたり2万円を加算して給付します。</p>	<p>1世帯あたり2万円 (恵庭市独自支援分)</p>	<p>1世帯あたり1万円 (恵庭市独自支援分)</p>
案内文書 送付予定時期	<p>令和7年2月下旬頃に発送を予定</p> <p>※世帯内に令和6年1月2日以降の転入者がいる世帯には発送が遅れる可能性があります</p>		

### 【申請が不要な世帯】

市からの確認書が届いた世帯のうち、以下のどちらかに該当する場合は、手続き不要で受け取ることができます。振込をお待ちください。

①令和5年度以降に実施された非課税世帯等への給付金を受領しており、恵庭市で口座情報を把握できている世帯

②公金受取口座の登録がある世帯

なお、確認書に記載してある事項に変更を要する場合は、別途申請が必要となります。

### 【申請が必要な世帯】

・上記に該当せず、恵庭市で口座情報が確認できない世帯

・令和6年1月2日以降に恵庭市に転入しており、恵庭市で課税状況が把握できない世帯

市からの案内文が届きません。

申請書については市ホームページからダウンロードするか、下記までお問合せください。

申請期限 **令和7年3月31日(月)まで** (当日消印有効)



手続きお忘れなく!  
ホームページは  
こちらから!



## お問合せ

福祉課 低所得世帯(生活)支援給付金担当

Tel0123-33-3131 (内線2931、2932、2933)

※令和7年2月10日(月)~4月11日(金)の期間外はTel0123-33-3131(内線1211)